

開示等要求申請書

私は、別紙に定める事項を了解の上、下記の請求をいたします。

請求する事項の にレを記入願います。

利用目的の通知請求

私は、個人情報保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます。）第24条第2項の定めに基づき、貴社の保有する私の保有個人データに関して、その利用目的の通知を求めます。

開示請求

私は、個人情報保護法第25条第1項の定めに基づき、貴社の保有する私の保有個人データに関して、以下の項目の情報開示を求めます。

開示請求項目

氏名 所属会社名（団体）名 所属部署名 所属会社名（団体）所在地 役職名
所属部署電話番号 会社（団体）所有の携帯電話番号 所属部署FAX番号
会社（団体）の電子メールアドレス
年齢 性別 生年月日 自宅住所 自宅電話番号 個人所有の携帯電話番号
自宅FAX番号 個人電子メールアドレス
その他

訂正、追加または削除の請求

私は、個人情報保護法第26条第1項の定めに基づき、貴社の保有する私の保有個人データに関し、以下の通り訂正、追加または削除を求めます。

請求される項目について、訂正、追加または削除のいずれを要求されるのか、項目左の にレをご記入のうえ、訂正、追加の場合はその内容を項目右にご記入願います。

訂正 追加 削除

氏名：
所属会社名（団体）名：
所属部署名：
所属会社名（団体）所在地：
役職名：
所属部署電話番号：
会社（団体）所有の携帯電話番号：
所属部署FAX番号：
会社（団体）の電子メールアドレス：
年齢：
性別：
生年月日：
自宅住所：
自宅電話番号：
個人所有の携帯電話番号：
自宅FAX番号：
個人電子メールアドレス：
その他：

人事採用に応募した
当社の従業員であった
過去に当社と関係をもったことはない
その他()

ご請求者の本人確認のために同封いただいたものにレを記入願います(必須)

会社(団体)に属する個人の方
社員証(会社住所・氏名記載)および名刺の写し 1通

個人の方
次の書類の中から、いずれか1通
運転免許証の写し
旅券(パスポート)の写し
住民票の写し
戸籍謄本
戸籍抄本

本籍地の情報は塗りつぶしてお送りください。

代理人による申請を希望する場合(任意) 別紙を参照

代理人氏名_____

請求にともない取得した個人情報は、請求に係る措置に必要な範囲のみで取り扱います。

【当社記入欄】

受付日：平成 年 月 日

本人確認書類： 社員証および名刺
運転免許証の写し
旅券(パスポート)の写し
住民票の写し
戸籍謄本
戸籍抄本

調査・検討結果： 申請通りに対応
個人情報保護法またはその関連法令に基づき請求をお断り
申請書類に不備あり()
その他()

回答日：平成 年 月 日

担当者名 _____ 印

別紙

- A. 「なりすまし」等による保有個人データの漏洩を防ぐため、ご本人であることを確認させていただくための下記のいずれかの書類を必ず同封願います。

ご請求者が会社（団体）に属する個人の方の場合
・社員証（会社住所・氏名記載）の写しおよび名刺 1通
ご請求者が個人の方の場合
次の書類の中から、いずれか1通
・運転免許証の写し
・旅券（パスポート）の写し
・住民票の写し
・戸籍謄本
・戸籍抄本

- B. ご請求者が未成年者または成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の求めをすることにつきご本人が委任した代理人である場合は、下記のいずれかの書類を同封してください。

親権者からの申し出の場合

住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本 いずれか1通
ご本人と代理人の関係が確認できるもの。
本籍地の情報は塗りつぶしてお送りください。

親権者以外の成年後見人からの申し出の場合

・ご本人と代理人の関係を示す公的証書 1通
・代理人本人を確認するための書類 1通
（運転免許証の写し、旅券（パスポート）の写し、住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか）
本籍地の情報は塗りつぶしてお送りください。

委任による代理人からの申し出の場合

・委任状（ご本人の署名捺印のあるもの） 1通
・ご本人の印鑑証明書 1通
・代理人本人を確認するための書類 1通
（運転免許証の写し、旅券（パスポート）の写し、住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか）
本籍地の情報は塗りつぶしてお送りください。

- C. 「利用目的の通知請求」・「開示請求」にかかる手数料およびその徴収方法

1回の申請毎に540円

540円分の郵便切手を貼り付けた返信用封筒を申請書類に同封してください

手数料が不足していた場合、および540円分の郵便切手を貼り付けた返信用封筒が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いいただけない場合は開示要求がなかったものとして送付いただいた書面をご返送させていただきます。

- D. 「開示等要求申請書」を受領いたしてからご請求に係る措置を完了するまでには、相当の時間が必要となります。

- E. ご請求内容について、調査・検討させていただき、個人情報保護法またはその関連法令に基づきご請求に係る措置を講じる必要がないと当社が判断した場合、もしくは届出書類に不備があった場合には、その旨および理由を【ご請求者記入欄】の記載の連絡方法にて通知させていただきます。